

議案第 1 号

平成 29 年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事業報告及び収支決算について

平成 29 年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事業報告及び収支決算は、次に定めるところによる。

平成 30 年 6 月 28 日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会  
会 長 久 野 時 男

## 平成29年度 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 事業報告書

平成29年度の主な事業活動として以下のとおり実施し、これを報告するものです。

### 1. 運行の実施

#### ①飛島公共交通バス（名港線）の運行

名古屋港から飛島ふ頭を運行区間とする飛島公共交通バス（名港線）の運行を実施した。

#### ②飛島公共交通バス（蟹江線）の運行

近鉄蟹江駅から飛島ふ頭を運行区間とする飛島公共交通バス（蟹江線）の運行を実施した。

#### ③海南病院通院支援タクシーの運行

乗合タクシー事業による、海南病院への通院支援タクシーの運行を実施した。

### 2. 利用促進活動の実施

#### ①広告事業、サポーター制度の実施

サポーター制度の一環として、バス車両に対する広告事業を実施した。

#### ②広報活動の実施

ホームページ、広報及びパンフレット等による情報発信及び村内イベント時の啓発活動等を実施した。

#### ③バスロケーションシステムの稼働継続

バス停における待ち時間の短縮等、利用者の利便性向上のためバスロケーションシステムの稼働を継続した。

### 3. 事業評価活動の実施

#### ①モニタリング・評価のための調査分析

事業評価及び事業改善のため、乗降調査及びその分析を実施した。

#### ②飛島村地域公共交通網形成計画中間評価

平成29年度が飛島村地域公共交通網形成計画の中間評価年度であったため飛島公共交通バス名港線・蟹江線・海南病院通院支援タクシーの利用者に対してアンケート調査を実施した。

また、運行事業者に対しては、朝夕の遅れや積み残しの動向について聞き取り調査を実施した。

#### 4. 各種会議の開催

##### ①協議会の開催

第1回法定協議会 平成29年6月29日

第2回法定協議会 平成29年12月14日

第3回法定協議会 平成30年3月27日

##### ②専門部会の開催

第1回飛島公共交通バス検討委員会 平成29年8月23日

平成29年度 飛鳥村地域公共交通活性化再生法定協議会 収支計算書

収入								支出										
款	項	目	当初 予算	補正 予算	現計予算	決算額	予算 差引額	摘要	款	項	目	当初 予算	補正 予算	現計予算	決算額	予算 差引額	摘要	
負担金	負担金	負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	蟹江町1,000,000円 弥富市1,000,000円	運営費	運営費	会議費	13,000	0	13,000	7,200	▲ 5,800		
補助金	補助金	補助金	90,487,000	▲ 22,622,500	67,864,500	61,681,368	▲ 6,183,132	飛鳥村			事務費	0	0	0	0	0	0	
寄付金	寄付金	寄付金	0	0	0	0	0		事業費	事業費	事務費	16,000	0	16,000	9,612	▲ 6,388		
繰越金	繰越金	繰越金	0	0	0	0	0				消耗品費	30,000	0	30,000	23,641	▲ 6,359		
使用料	使用料	使用料	0	0	0	0	0				印刷製本費	551,000	0	551,000	471,960	▲ 79,040		
預金利息	預金利息	預金利息	1,000	0	1,000	150	▲ 850				修繕料	0	0	0	0	0	0	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000	0	1,000	0	▲ 1,000				委託料	91,878,000	▲ 22,622,500	69,255,500	63,169,105	▲ 6,086,395		
											工事請負費	0	0	0	0	0	0	
											備品購入費	0	0	0	0	0	0	
											負担金	0	0	0	0	0	0	
									予備費	予備費	1,000	0	1,000	0	▲ 1,000			
合計			92,489,000	▲ 22,622,500	69,866,500	63,681,518	▲ 6,184,982		合計			92,489,000	▲ 22,622,500	69,866,500	63,681,518	▲ 6,184,982		

平成29年度 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 監査報告

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱第10条第2項の規定により、以下のとおり監査結果を報告します。

検査を実施したところ、その収支は別表のとおりで、その計数において違算なく、収支額は符合していることを確認した。

平成30年5月15日

監事 井田 晴乙 

監事 廣木 昌行 